平成２２年（フ）第６９７号
大阪府岸和田市加守町２丁目１番25―207号、前住所大阪府岸和田市戎町８番17号
債務者　守山　裕美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０８号
大阪府岸和田市東ケ丘町808番地の515
債務者　中尾　憲治
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７２６号
大阪府岸和田市小松里町2277番地メロディーコーポ岸和田202号
債務者　上田　知奈
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７３５号
大阪府岸和田市額原町592番地事業団住宅１棟104号、前住所大阪府岸和田市西大路町99番地の３
債務者　阿部　浩二
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
大阪府岸和田市額原町592番地事業団住宅１棟104号
債務者　阿部　美保
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
大阪府和泉市伏屋町５丁目11番４―503号
債務者　遠藤　　馨
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
大阪府岸和田市八幡町８番89―404号、前住所大阪府岸和田市八幡町７番１―208号
債務者　藪中　章恵（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７４６号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地39棟202号、前住所大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　矢木　哲男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７５３号
大阪府岸和田市春木泉町１番21―402号
債務者　惣菜のにしじまこと　川島　弥生
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７５５号
大阪府和泉市上町711番地の16
債務者　一宮　美子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７５７号
大阪府泉佐野市泉ケ丘２丁目４番３―106号
債務者　柴﨑沙矢香（旧姓西浦）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６６号
大阪府泉佐野市大西１―17―１千寿園10号室、住民票上の住所大阪府貝塚市西町１番１号
債務者　稲村　良子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
兵庫県加東市家原13番地11　メゾンやしろ306号
債務者　福岡　幸喜
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第７９号
兵庫県加東市家原13番地11　メゾンやしろ306号
債務者　福岡　千恵
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３３５号
香川県小豆郡小豆島町神懸通甲377番地
債務者　髙橋　照美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２０号
福岡県大牟田市上官町３丁目29番地１
債務者　村松　宗江
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２１号
福岡県大牟田市上官町３丁目29番地１
債務者　村松由美子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部